

砂 川 市 訓 令 第 1 7 号

令和 5年 3月 3 1 日

砂川市パブリックコメント手続実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市パブリックコメント手続実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市パブリックコメント手続実施要綱（平成28年訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項本文中「の各号」を削り、同項ただし書中「非公開情報に該当するもの」を「不開示情報が含まれる事項」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。